

名古屋市立大学学術機関リポジトリ運用要綱

(目的)

第1条 この運用要綱は、名古屋市立大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 リポジトリとは公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）の教育研究成果（以下「成果物」という。）を収集、電子的形態で保存・蓄積し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、研究機関としての社会への貢献を目指すシステムのことである。

(管理及び運用)

第3条 リポジトリの管理運営は、総合情報センター（以下「センター」という。）において行う。

(登録者)

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および学生
- (2) その他、総合情報センター長が適当と認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録することができる成果物は、次に掲げるものとする。

(1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

- ア 紀要
- イ 博士学位論文
- ウ 学術論文（ア以外の学術雑誌に掲載されたもの）
- エ 教育資料（講義資料、講演資料等）
- オ 報告資料（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書等）
- カ その他公開可能な成果物

(2) 前条に規定する者が作成し、又は作成に関与した学術成果であること。

(3) 電子的フォーマットで作成されているか、電子的フォーマットに変換可能であること。

(4) 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規程、商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること。

(5) 公開することについて、倫理上その他の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6条 リポジトリに成果物を登録することを希望する者は、名古屋市立大学学術機関リポジトリ登録申請及び利用許諾書（別紙様式1）（以下「登録申請及び利用許諾書」という。）及び当該成果物をセンターに提出するものとする。

- 2 前条第1項(1)アの登録については、登録申請及び利用許諾書の提出を省略することができる。また前条第1項(1)イの登録については別に定める。

(登録された成果物の利用)

第7条 センターは以下の方法により、リポジトリに登録された成果物を恒久的に利用する。

- (1) 当該成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開(送信)する。
- (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う。

- 2 センターは、リポジトリに登録された成果物の利用について、以下のことを遵守する。

- (1) 前項に挙げた利用方法以外による利用は行わないこと。
- (2) ネットワークを通じてリポジトリに登録された成果物を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう、周知すること。

(登録の削除)

第8条 総合情報センター長は、以下の場合に、リポジトリに登録された成果物を削除することができる。

- (1) 登録者が、名古屋市立大学学術機関リポジトリ登録コンテンツ差替・削除依頼書(別紙様式2)の提出により登録の削除を依頼し、それを総合情報センター長が承認した場合
- (2) 法令に反する場合
- (3) 盗用・剽窃によることが明らかである場合
- (4) 公序良俗に反する場合

(著作権)

第9条 リポジトリへの登録は、成果物の著作権の帰属を変更するものではない。著作権者による再利用はこれを妨げない。

- 2 成果物の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者はセンターに対し、第7条に掲げた利用を無償で許諾する。登録者のみに著作権が帰属しないときは、下記のとおりとする。

- (1) 共著者
著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は第7条に掲げた利用の許諾をすべての共著者から得ることとする。

- (2) 出版社(者)等の団体
著作権が登録者以外の者・団体等に帰属するとき、登録者は第7条に掲げた利用の許諾を当該著作権者から得ることとする。ただし当該著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

(免責事項)

第10条 リポジトリに登録された成果物の内容に関する責任は、著作者がすべて負うものとする。また、当該成果物の公開あるいは利用によって発生したいかなる損害・不利益についても、本学は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で別途協議する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市立大学学術機関リポジトリ登録申請及び利用許諾書

年 月 日

名古屋市立大学総合情報センター長 様

下記の私の教育研究成果について、名古屋市立大学学術機関リポジトリに登録し、名古屋市立大学学術機関リポジトリ運用要綱第7条に掲げる利用について許諾します。

	姓 (Last name)	名 (First name)	
フリガナ			
氏 名			
Name(英字)			
所 属	(研究科・学部)	身 分	<input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> その他()
連絡先等	住 所 (Address) ※本学に在籍している教員及び学生は記入不要です。		
	電話番号 Phone Number — —	メールアドレス (e-mail) @	
著作名 (論文名・単行書名)			
掲載雑誌名・ 収録図書名			
キーワード (※5つ程度)			
著作権者の 同意 ^{注1}	該当する□に✓をお願いします。		
	<input type="checkbox"/>	登録者以外の著作権者はいない。	
	<input type="checkbox"/>	著作権が登録者以外の者・団体等に帰属している。 <input type="checkbox"/> 当該著作権者の同意を得ている。 [出版社等名] _____	
<input type="checkbox"/>	著作権が登録者を含め、複数の者に帰属している。 <input type="checkbox"/> 共著者全員の同意を得ている。		
備 考			
登録希望時期	<input type="checkbox"/> 即 時 <input type="checkbox"/> 時期指定 年 月 日		

(注1) 共著者に著作権がある場合は共著者全員の許諾を得ることが必要です。また出版社等が著作権を有する場合は、あらかじめ許諾の方針を明らかにしているときを除き、その利用許諾を得ることが必要です。

(注2) 上記と同じ内容を記載した電子メールを総合情報センターへ送付することで、本様式の提出に代えることができます。

名古屋市立大学学術機関リポジトリ登録コンテンツ差替・削除依頼書

_____年 _____月 _____日

名古屋市立大学総合情報センター長 様

名古屋市立大学学術機関リポジトリに登録(予定含む)している下記コンテンツの差替・削除を以下のとおり依頼します。

依頼者	氏名			
	所属	(研究科・学部)	身分	<input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> その他()
	連絡先			
依頼内容	該当箇所に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 差替 <input type="checkbox"/> 削除			
	[対象コンテンツ] 論文名等: 著者名等: 雑誌名等:			
理由				
備考				
削除希望時期	<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 時期指定 _____年 _____月 _____日			

(注) 上記と同じ内容を記載した電子メールを総合情報センターへ送付することで、本様式の提出に代えることができます。